

令和 6 年 第 5 回

釧路市議会 12 月定例会報告

1 2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第40号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	3
釧路市報告第41号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	5

釧路市報告第40号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市が賃借した車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和6年3月13日

釧路市阿寒町下仁々志別11番 釧路市動物園敷地内

2 損害賠償の額 33,036円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として33,036円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年12月5日

釧路市長 鶴 間 秀 典

(説明)

市が賃借した車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参 考)

地 方 自 治 法 抜 粋

(議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分)

第 1 8 0 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 権 限 に 属 す る 軽 易 な 事 項 で 、 そ の 議 決 に よ り 特 に 指 定 し た も の は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て 、 こ れ を 専 決 処 分 に す る こ と が で き る 。

2 前 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 を し た と き は 、 普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は 、 こ れ を 議 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない 。

専 決 処 分 事 項 指 定 の 件

(平 成 1 7 年 1 0 月 2 7 日 議 決)

議 会 の 権 限 に 属 す る 次 に 掲 げ る 事 項 は 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 市 長 の 専 決 処 分 事 項 と し て 指 定 す る 。

(1) 市 有 財 産 に つ い て 不 法 行 為 又 は 契 約 不 履 行 が あ っ た 場 合 に お い て 、 市 が 提 起 す る 訴 訟 の 目 的 の 価 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 訴 訟 、 和 解 及 び 調 停 に 関 す る こ と 。

(2) 1 件 の 金 額 が 1 0 0 万 円 未 満 の 法 律 上 市 の 義 務 に 属 す る 損 害 賠 償 の 額 を 定 め 、 及 び 和 解 又 は 調 停 を 成 立 さ せ る こ と 。

釧路市報告第41号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和6年7月4日

釧路市知人町2番

2 損害賠償の額 26,367円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として26,367円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和6年12月5日

釧路市長 鶴 間 秀 典

（説明）

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

